令和８年第１回潟上市議会定例会会議録

○開　議　　令和８年　３月１１日　午前１０：００

○散　会　　午後　３：１２

○出席議員（１８名）

１番　加藤大地	２番　鈴木司	３番　奈良崇史
４番　安田貴志	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　鈴木壮二	１８番　佐藤敏雄

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	鈴木雄大	副市長	鎌田雅人
教育長	吉原慎一	総務部長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建設部長	佐々木渉
教育部長	伊藤強	総務課長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財政課長	内田倫雄
市民課長	齊藤栄子	地域づくり課長	渡会満
社会福祉課長	宇瀬隆広	健康長寿課長	渋谷比奈子
農林水産振興課長	伊藤充	教育監	佐々木達也
文化スポーツ課長	畠山ひとみ		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子

令和８年第１回潟上市議会定例会日程表（第２号）

令和８年３月１１日（２日目）午前１０時００分開議

会議並びに議事日程

日程第　１　一般質問

午前１０時００分　開議

○議長（佐藤敏雄）　おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１　一般質問】

○議長（佐藤敏雄）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

一般質問について、１回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席にて行います。

本日の発言の順序は、11番藤原仁美議員、９番石川浩之議員、14番藤原典男議員、５番伊勢潤議員の順に行います。

はじめに、11番藤原仁美議員の発言を許します。11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからお疲れさまでございます。11番藤原仁美でございます。

まずは、本日３月11日、東日本大震災が発生して15年となります。犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表します。

さて、本定例会において一般質問の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。私からは大きく三つのテーマで質問させていただきます。

まずはじめに、市民のこころといのちを守る取組について。

厚生労働省から、警察庁の統計に基づく2025年の自殺者数が発表されています。秋田県の2025年自殺者数は172人で、2024年の186人より14人減少していることが分かりました。減少は３年連続しており、県の対策の効果が表れていると評価されています。しかし、最下位を脱したものの、依然としてワースト上位であることは変わっていません。そして、全国的には子ども・若者の自殺者が増加し、2025年全国の小中高生の自殺者数は532人で、統計のある1980年以降で最多となっています。これは秋田県や本市においても深刻な状況です。

本市では、子どもや若者をはじめとする市民の心の健康を守るため、自殺対策に取り組んでおり、これまで、自殺予防対策の一環としてゲートキーパーの養成や、メンタルヘルスサポーターを活用したサロン活動の推進、更に小・中学校におけるＳＯＳの出し

方講座の実施など、多角的にアプローチしています。これらの取組は、命の大切さを伝えるとともに、ストレス対処法や相談先の周知を図ることが目的と考えられますが、本市の自殺対策計画第２期では、家族や友人など身近な人とのつながりの重要性が再認識される一方で、相談できる人がいないと感じている人も一定数いることが明らかになっています。アンケート結果からは、「メンタルヘルスサポーター」や「心はればれゲートキーパー」といった支援者の存在が十分に周知されていない課題が浮き彫りになっており、更なる啓発活動と人材育成の必要が求められます。

また、地域における連携・ネットワークの強化については、関係協力団体に医師会をはじめ、民生児童委員や社会福祉協議会、商工会など多数の団体が挙げられていますが、それぞれ関係する方々へメンタルヘルスサポーターや心はればれゲートキーパーの養成講座への受講推進にも力を入れるべきです。例えば、商工会に所属する理容・美容など一対一で接客する職業の方にとっては、悩みや相談などが話しやすい状況であることから、傾聴の手法を学んでもらうことで連携の可能性を広げるのではないでしょうか。基本施策の人材育成では、市役所職員を対象とした研修が主な取組とされていますが、社会全体で取り組むには市民への働きかけが重要だと考えます。

今後は、自殺者ゼロを最大の目標に掲げ、これまでの取組の評価を踏まえつつ、子どもたちへの「いのちの大切さ」を考える授業や、思いやりの心を育む取組の充実、更には生きることの包括的な支援を効果的に進めるため、関係機関や地域との更なる連携強化が求められます。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現には、市民の心と命を守る取組が必要で、官民の協力を強固にするべきであると考え質問します。

（１）自殺者ゼロが最大の目標と考え、今後の課題について。

①ゲートキーパーやメンタルヘルスサポーターの周知方法と、啓発活動については。

②理美容業やリラクゼーション業など、一対一で接客する業種との連携を図り、ゲートキーパー講座受講の推進、業界団体との連携協定の締結の考えは。

（２）子どもへの「いのちの大切さ」を考える授業や、他人を思いやる心を育むための取組について。

①ＳＯＳの出し方講座は実施されているが、効果の検証については。

②生命尊重教育がどのように体系化されているのか。

③子どもたちの自己肯定感や自己有用感の低下が孤立や不登校、生きづらさにつながると言われています。本市の教育現場でどのように反映させているのか。

（３）生きることの包括的な支援を効果的に進めるための連携については。

当局の見解をお聞かせください。

次に、子ども会の在り方と方向性についてです。

子ども会とは、地域を基盤とした異年齢の子どもたちの集まりで、遊びや体験活動を通して、協調性、社会性、自主性といった生きる力を育むことを目的とした自主的な組織です。子どもたちの健全な育成や地域とのつながりを深める重要な役割を担ってきた子ども会、かつては多くの家庭が地域の子ども会に参加し、季節ごとの行事やスポーツ大会、地域清掃活動など企画がされ、家庭や学校だけでは得にくい多様な集団活動を通した学びの機会がつくられていました。私自身もこれまで、ＰＴＡをはじめ、青少年健全育成や子ども会育成に長く関わってきました。その中で強く感じているのは、子ども会は単なる行事団体ではなく、地域で子どもを育てる土台であるということです。

しかし、現在、子ども会は大きな転換期を迎えています。

少子化による会員数の減少、保護者の負担増加や役員のなり手不足、更には子どもの習い事や塾との両立の難しさなどが原因で、子ども会事業への参加率が低下しています。本市でも、コロナ禍で活動が制限されて以来、子ども会活動の休止や解散など、単位子ども会も減少傾向にあります。このままでは、地域で子どもを育てる仕組みそのものが弱体化してしまうのではないかと危惧しています。そして、これは単なる子ども会維持の話ではなく、人材育成政策にもつながります。

子ども会の意義は、単に行事を行うことではなく、子ども自身が成長し、やがて地域の担い手へと育つ仕組みにあると考えます。全国では、子ども会活動を通じて、ジュニアリーダー、シニアリーダー、ユースリーダーを体系的に育成し、地域活動やまちづくりへとつなげている自治体があります。秋田県子ども会育成連合会においても、他県の事例を参考にしながらリーダー育成の充実を図ろうと検討されています。人口減少が進む本市において、地域の担い手育成は最重要課題の一つです。子ども会活動を通じたリーダー育成を、単なる社会教育事業ではなく将来のまちづくり人材育成事業として位置づける考えを持てないものか、本市の子ども会の在り方と今後の方向性を含め、当局の見解を伺います。

①人口減少社会の中で、従来型の単独地区運営は難しくなっている状況ですが、行政として、子ども会を維持していく方針なのか、形を変えても地域体験の場を守る方針なのか、代替的な仕組みについては。

②子ども会活動は基本的に地域のボランティアによって支えられていますが、行政としての支援は。

③子ども会活動を通じたリーダー育成をまちづくり人材育成事業として位置づける考えは。

④潟上市ジュニアリーダー・ユースリーダー育成プログラムの創設を検討する考えは。

当局の考えをお聞かせください。

最後に、Ｚ世代活躍課についてです。

本市のＺ世代活躍課について、これまでの取組を振り返ると、グリーンランドまつりでの出店とＳＮＳを使った情報発信が主なものと見受けられます。若者らしい発想で地域のために何ができるかと考える様子に触れ、頼もしさを感じるとともにＺ世代の声を生かす場としてプロジェクトが動き出したことを評価します。

３年目に入る８年度は、改めてＺ世代活躍課についてその位置づけと継続性を持って取り組んでいくための方針を検討すべきだと考えます。

以前、政治参画を進める取組について質問した際、市政参画の場の創出事業としてＺ世代活躍課が計画されている旨の答弁がありました。それは若者の声を集めるという趣旨だったと認識していますが、改めてＺ世代活躍課は政策形成過程への参画組織なのか、それとも若者体験型事業なのか、当局の考えを伺います。

①現在、Ｚ世代活躍課は若者の交流や体験の場として一定の意義があると考えますが、若者の声を市政に反映させるという趣旨で、政策形成過程に参画させる仕組みへ発展させる考えは。

②Ｚ世代活躍課の意見を総務だけでなく、教育・産業・福祉に横断して共有する考えは。

③単年度の活動で終わらせるのではなく、ジュニアリーダーからユースリーダーへと育成し、将来の地域の担い手につなげる設計については。

当局の見解をお聞かせください。

以上、質問席からの質問を終わります。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　11番藤原仁美議員の一般質問の一つ目「市民のこころといのちを守る取組」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「自殺者ゼロが最大の目標と考え、今後の課題について」の①「ゲー

トキーパーやメンタルヘルスサポーターの周知方法と啓発活動」についてお答えいたします。

心はればれゲートキーパーやメンタルヘルスサポーターの周知・啓発については、地域における健康教室やサロン活動、自殺予防街頭キャンペーン、市の広報等を通じて行っております。

また、心はればれゲートキーパー養成講座の市民に向けた周知については、自治会を対象に行い、希望自治会で養成講座を実施しており、職域においては、県の健康経営優良法人に認定されている市内４事業所に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を呼びかけ、働く世代を支える人材育成の推進を図っております。

次に、ご質問の１点目「自殺者ゼロが最大の目標と考え、今後の課題について」の②「理美容業やリラクゼーション業など、一対一で接客する業種との連携を図り、ゲートキーパー養成講座受講の推進や、業界団体との連携協定の締結を行う考えは」についてお答えいたします。

理美容業やリラクゼーション業等特定の業界団体との連携協定の締結については、現在のところ考えておりませんが、今後は、商工会を通じて、理美容業にこだわらず広く市内事業所への協力を求めるとともに、市民にとってより身近な存在である民生児童委員協議会や老人クラブ連合会等を関係協力団体とし、ゲートキーパー養成講座の受講を呼びかけ、連携強化を図ってまいります。

ご質問の２点目「子どもへのいのちの大切さを考える授業や他人を思いやる心を育むための取組について」の①「ＳＯＳの出し方講座の実施効果の検証」についてお答えいたします。

今年度のＳＯＳの出し方講座は、小学校４校と中学校３校で実施し、助産師及び臨床心理士による講話とグループワークにより、命の大切さやストレス対処法、ＳＯＳの出し方を学ぶとともに、相談窓口の周知をしております。

効果の検証としては、講座実施前後にアンケートを行っており、ストレス対処法について、受講前は「自分で解決する」という考えだったものが、受講後は「誰かに相談するという気持ちが強くなった」といった、児童生徒の相談行動に変容が見られる回答が全体の７割を占めていることから、一定の効果を得ているものと捉えております。

次に、ご質問の３点目「生きることの包括的な支援を効果的に進めるための連携」についてお答えいたします。

生きることの包括支援とは、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、自殺対策を推進するものであることから、市では対面による相談や普及啓発、人材育成等、様々な事業を実施しております。

今後も、男鹿潟上南秋医師会をはじめ関係機関と情報を共有し、連携しながら、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりの推進を進めてまいります。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　ご質問の２点目「子どもへの「いのちの大切さ」を考える授業や他人を思いやる心を育むための取組について」の②「生命尊重教育がどのように体系化されているのか」と、③「子どもたちの自己肯定感や自己有用感の低下が孤立や不登校、生きづらさにつながると言われています。本市の教育現場ではどのように反映させているのか」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

生命尊重は、小・中学校の「特別の教科　道徳」の道徳的価値項目の一つであり、計画的に授業で取り扱っており、小・中学校で共通して取り組む項目となっています。

生命尊重の価値は、教師が一方的に教え込むものではなく、児童生徒が自分自身の問題として命に向き合うとともに、学び合いや体験的な学習等の実践を通し、考えを深めることを重視しております。

また、児童生徒の発達の段階や実態に即し、各教科やふるさと学習等も含んだ総合的な学習や特別活動での各学年相互の関わり、生徒指導等とも関連を図りながら、学校の教育活動全体で学習を進めております。

本市小・中学校児童生徒の自己肯定感や自己有用感の実態については、学校で定期的に実施している児童生徒による学校生活アンケート、全国学力・学習状況調査等における児童生徒質問紙の回答などから把握しております。

各校においては、児童生徒の実態を分析し、先ほども触れました道徳や各教科等での取組をはじめ、児童委員会活動や生徒会活動、異学年交流活動や部活動など、児童生徒一人一人が活躍したり挑戦したりすることのできる場や児童生徒が主体となり互いに認め合える活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう努めております。

今後も、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を尊重することで、生命の尊さや思いやりの心を育成するとともに、変化の激しい社会にあっても、たくましく生き抜くこと

ができる子どもの育成に努めてまいります。

続いて、11番藤原仁美議員の一般質問の二つ目「子ども会の在り方と方向性」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「人口減少社会の中で、従来型の単独地区運営が難しくなっている状態ですが、行政として、子ども会を維持していく方針なのか、形を変えても地域体験の場を守る方針なのか、代替的な仕組みについては」についてお答えいたします。

子ども会は、地域における異年齢集団での活動を通じて自主性や社会性、思いやりの心を育む貴重な学びの場であり、また、地域コミュニティの維持にも大きな役割を果たしております。

近年の共働き世帯の増加、子どもたちの習い事の多様化によるライフスタイルの変化や少子化の影響などにより、役員負担の増加や担い手不足が大きな課題となっていることも十分認識しておりますが、子どもたちが地域で多様な体験ができる環境を確保することが最も大切なものと考えており、子ども会活動は地域社会の基礎を学ぶ場であることから、活動の継続を支援してまいります。

次に、ご質問の２点目「子ども会活動は、基本的に地域のボランティアによって支えられていますが、行政としての支援は」についてお答えいたします。

子ども会活動は、地域の皆様の自主的な取組により支えられており、その多大なるご貢献に改めて感謝申し上げます。子ども会は自主的、自発的な地域活動であることから、行政が直接運営に関与するものではありませんが、活動時の安全を確保するための子ども会安全共済会保険料を半額助成する支援を行っております。

今後は、事務手続等の簡素化を実施するなど、地域の負担を軽減し、活動が継続できるよう支援を行ってまいります。

次に、ご質問の３点目の「子ども会活動を通じたリーダー育成をまちづくり人材事業として位置づける考えは」と、ご質問の４点目の「潟上市ジュニアリーダー・ユースリーダー育成プログラムの創設を検討する考えは」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

未来を担うリーダーの育成については、秋田県子ども会育成連合会が実施する研修会に、潟上市子ども会育成会連絡協議会を通じて本市のリーダー候補生も参加しており、市単独で実施するよりも、県内各地から多様な価値観を持つリーダー候補生が集まり、専門的な指導陣による体系的なカリキュラムで学ぶことは、将来の地域社会を支える広

い知見を養う上で有意義であると考えていることから、現時点で本市が主催する研修会を開催する考えはございません。

また、地域の人材を生かし、家庭、学校、地域をつなぎ、家庭教育の充実を図っている団体もございます。こうした団体の活動により幅広い世代との交流やイベントの企画・立案に携わることで、子どもたちの成功体験が積まれ、居心地の良い地域コミュニティ形成につながるものと考えております。

今後も、地域の実情やニーズを調査し、子どもの育ちを支える地域の仕組みを守るため、調査・研究を行ってまいります。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　11番藤原仁美議員の一般質問の一つ目「Ｚ世代活躍課」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「現在、Ｚ世代活躍課は若者の交流や体験の場として一定の意義があると考えますが、若者の声を市政に反映させるという趣旨で政策形成過程に参画する仕組みへ発展させる考えは」についてお答えいたします。

本市で令和６年度からスタートし、令和８年度の継続実施に向け取組を進めているＺ世代活躍課プロジェクトは、法令や条例、規則などで定める政策形成過程への参画組織ではなく、市政課題やまちづくりについて、課員自身の目線で捉え、課員同士で議論し、模索しながら解決策としての活動を自発的に行うことを基軸に置いたプロジェクトでございます。

そのため、現時点で公表している活動内容では、若者体験型事業の側面が強調されているものと思料されますが、令和７年度の活動においては、さきに議決をいただきました本市の最上位計画である潟上市みらい共創プランや潟上市こども計画の策定過程において意見を述べるなど、政策形成過程に参画する活動も行っております。この意味において、政策決定に参画していることから、Ｚ世代活躍課の考えや意見は必要に応じ、適宜、庁内で共有されているものと認識しております。

ご質問の２点目「Ｚ世代活躍課の意見を総務だけでなく、教育・産業・福祉に横断して共有する考えは」についてお答えいたします。

本プロジェクトは、課員の個性や自主性、柔軟な発想を尊重し、まちづくりにおいて、課員自身が取り組みたい活動を行っております。その中で、教育・産業・福祉など様々な分野に関する意見が出された際には、既存の事業等の枠組みにとらわれず、各担当課

とも連携しながらプロジェクトを進めており、Ｚ世代活躍課の意見等は、さきに述べた事例も含め、各分野において横断的に共有されているものと考えております。

ご質問の３点目「単年度の活動で終わらせるのではなく、ジュニアリーダーからユースリーダーへと育成し、将来の地域の担い手につなげる設計については」についてお答えいたします。

現在、Ｚ世代活躍課では、１期生と２期生が一体となって活動しております。年度ごとに新たに事業を実施するのではなく、持続的・継続的に活動を進めており、今後も同様の事業スキームを予定しております。

議員ご指摘の、ジュニアリーダーからユースリーダーへとの育成といった社会教育的分野での事業設計は、現時点においては想定しておりませんが、将来にわたって、課員が行政や地域の担い手など、様々な分野で活躍することを期待するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員、再質問ありますか。11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ご答弁ありがとうございます。

まずは、市民のこころといのちを守る取組についてですが、ゲートキーパーについて４事業所で講座をしているという回答がありました。これは、事業所の働きやすさとかの解決に向けたことだと思いますが、それ以上に広げる予定はございますか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁の繰り返しとなりますけれども、商工会を通じて、いろいろな業種の企業・事業者等に働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　働きかけというか、現在４事業所、もうすでに講座を実施されているということだとは思うんですが、加えて、私の提案させていただいた、その理美容業とか、あとリラクゼーション業とかという一対一で接客する、それは私自身が美容師として経験したことからもお伝えさせてもらったんですが、先日、県で、ああ、魁で講座があって、そこに参加したときに、平成27年度から理美容師にゲートキーパーを推進していたという事実がございました。ただそれがその後継続されていたのかということを質問したところ、残念ながら進まず、今に至っている。でもそれはすごく大事なこと

ですという回答がありました。

商工会を通じてというお話がありましたが、現状で民生委員さんや老人クラブさん、あとは自治会さんに講座受講を取り組んでいるとおっしゃっていましたが、そうなると、なかなかこう年齢層が高くなるのかなというふうに感じております。商工会を通じて、若手の業種の方とか是非取り組んでいただければなというふうに感じます。その辺、改めてご回答をお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

理美容業やリラクゼーション業、一対一の業種の方々にまず相談のスキルを学んでもらうということに関しては、全然否定しているわけでもなく、それをもっと間口を広げて、いろいろな職域で対応していただけるようなスキルを身に付けていただきたいということで答弁しております。

それで、自殺というのは、まずほんの身近な、自分がすぐなり得る可能性もある身近な問題でございますので、民生児童委員の方々とか老人クラブの方とかを、まずもちろんですけれども、一般の市民の方についても自殺に対しての理解を深めていただきたいですし、自殺対策についてのスキルも学んでいただきたいというところで、そのゲートキーパーの養成講座についての周知をこれから一層図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。今、部長がおっしゃっていた自殺の問題というのは、それぞれ身近なところでいろいろ発生するということと、あとは体験上というか、私も講座を受講してますので、いろいろと学習はさせていただいてるんですが、相談を受ける本人も心にずしっとこうのしかかるものがあって、それは相互に育成受講、あとはフォローアップの講座だったりというのは繰り返していかなきゃいけないなというふうには強く感じております。

最近、フォローアップ研修が、何でしょう、ちょっとなされていないような、フォローアップ研修と題してメンタルヘルスサポーターのサロン活動だったりというのはあるんですが、実際にその活動している人、もしくは知識を持った人が意見の交換をしながら自分たちの心も癒してもらうようなそういう話し合いの場というのが、なかなか設けられていないなというふうには感じております。その辺については、今後の計画があ

るのかをお知らせください。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

「メンタルヘルスサポーターのフォローアップ学習会」と題しまして学習会はされておりますが、もともとのそのメンタルヘルスサポーターを継続してまず担っていくという方の減少に逆に悩んで、今問題としているところでございます。ですので、まずは初回のまず養成講座を受けていただくということで、まず周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。ここでも人材不足が現状として課題となっているんだなというふうに強く感じました。私たちも声をかけながら、是非、市民がみんなこう気づけるような、ゲートキーパーの知識を少しでも得ながら生活していけるような状況に持っていきたいなというふうに感じております。

それで、子どもたちの命の大切さを考える授業や他人を思いやる心を育むための取組についてですが、ＳＯＳの出し方講座、小学校４校、中学校３校、今年度受講されたと回答がございました。これについては、単発ではなく発達段階に応じた教育が必要かなというふうに思いますが、その辺はどのように体系化されているのかお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

発達段階というお話がありましたが、ＳＯＳの出し方講座につきましては、小学生５年生から６年生を対象としております。そして中学校に入って１年生を対象としてまず実施しておりますので、まず一応の発達段階、小学校から中学校に上がっても中学校でまた受けるというところで対応しております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございました。是非今後も、発達段階に応じて本当に複数回受講することが大事だなと思います。忘れた頃にまた何かしらこうやってくるということがありますので、是非継続して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

教育部長のほうから、生き抜く力という言葉が出たと思います。生き抜く力を育てる営みについてというところで、生命尊重教育の体系化というふうにお話しさせていただいたんですが、その辺については、市の教育としては、子どもたちにあなたは大切な存在なんだというふうな伝える教育は具体的にどのように、道徳とはおっしゃってましたが、どのようにされているのかってお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

特別の教科　道徳における８項目ということで、生命尊重が四つの柱に分かれて分類されております。一つ目が、まず主として自分自身に関することということで、それについては、正直、誠実、節度、節制、自立、自主、希望と勇気等が入っております。もう一つが、主として人との関わりに関すること。これに関しては、親切、思いやり、礼儀、友情、信頼等、人との関わりに関しての学びがあります。もう一つが、主として集団や社会との関わりに関すること。これは、規則の尊重、公平、社会主義、勤労、公共の精神、家族愛、家庭生活の充実。四つ目として、主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。この中には、生命の尊さ、自然愛護、真理の探求、畏敬の念等が盛り込まれて学習に入っております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。非常に大切な道徳の四つの柱を伺ったと思います。

その道徳については、学校教育だけというのではなかなか子どもの身に付かないのかなというふうに考えております。私の質問では、横断的にその人材育成だとか子どもの育ち方とかというところを訴えているんですが、教育長にお伺いしたいところで、子どもたちの心の発達だったり生命を尊重する考え方だったりというところに関しては、学校だけではなく、家庭だったり地域だったりというところで育むものだというふうに感じております。その辺については何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄）　吉原教育長。

○教育長（吉原慎一）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員の、この次の子ども会の組織、まあ人材育成ということともつながるかもしれませんけれども、今回の定例会の教育行政の方針のところでも申し上げましたけれども、

教育の大きな方針、方向性としては、子ども自身が自らの人生の舵取りができる力、この力を養っていく、これが教育の大きな方向であるというふうに申し上げました。それを達成していくために、本当に子どもたちというのは社会を持続的に発展をさせていくその力でありますので、その子どもたちを磨いていく、宝、将来の宝を磨いていくのは大人の責任であると。学校教育をはじめ、様々な社会教育、子ども会はじめ、スポーツ団体等ですね、そういう社会教育の力も借りながら、子どもたちのその力を磨いていくのは大人の責任であると、こういうふうに感じております。様々な団体が学校教育を中心にしながらですね、そういう様々な団体と力を合わせながら、子どもの教育という、その人材育成という目的は同じでありますので、そこへ向かって連携をしながら進んでいきたいと、こういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。子ども会についても触れていただきましてありがとうございます。こころといのちを守るために、大人はもちろん子どもたちも、市民全体が自分を大事だと思って生きていけるような、そういう市でありたいなというふうに感じております。これからも取組のほう、よろしくお願いいたします。

次に、子ども会の在り方と方向性についてでございますが、部長のほうから、地域コミュニティの維持に関わる活動の継続を支援するというふうにお答えいただきました。それについては具体的に安全共済会の半額負担いただいているというお答えをいただき、あ、確かにそうだったというふうに感じております。それ以外に、何でしょう、今、学校では子ども会という組織から離れているという、学校で子ども会はあまりこう関係していないというふうに伺っておりますが、どうしても地域の子ども会を支える保護者の皆さんというのはお忙しくて、なかなか子ども会を運営していくというのが困難な状況にあります。学校としては、今後も子ども会とはこう何でしょう、関わることがないのか、関わる必要がないと思ってるのか、その辺ちょっとお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校について、子ども会に関わることはないのかということで、数十年前は学校も地域ごとに分かれた子ども会活動ということで分けて活動していたことは自分も子どもの

頃の記憶としてあります。

今現在では、実際、学校現場では子ども会活動ということに入って一緒にやっているということは、自分では認識しておりません。あくまでも子ども会活動は、地域の皆様に支えられておる自主的・自発的な活動ということで認識しておりますので、それらと社会教育活動を組み合わせた形で運営していければいいのかなと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。なかなか全国的に共通の課題になっていて、少子化でやむを得ない、単位子ども会が解散したり活動を休止したりという状況が難しいなという状況は全国的に変わらないなと感じております。加入しやすい形をどうやってもっていくのかというのが難しいところだなと思っていて、そこに学校がちょっと手助けしてもらえると、連携してもらえると助かるなとは常々感じております。ぜひ今後、学校への働きかけもお願いしたいなと感じております。

リーダー育成についてですが、先ほど部長のほうからも県のリーダー育成事業に対して、候補生を参加させているという回答がありました。実際、各中学校に参加してみませんかというご案内をして、参加者がいるのは確かなんですが、これがなかなかつながっていかないというのが事実です。今後、次につながっていってっていう、そういう仕組みをどうやって作ったらいいのかなというところでは大きな課題かと思っております。

そこで、先ほど私、提案というか質問させていただいた、そのジュニアリーダーとかユースリーダーの育成プログラムを検討してみないかというところは、そこにつながっているんですが、現状では参加して、でもそこで終わってしまう。高校に行くと、なかなか継続して参加に至っていないという状況を、どのように解決すべきかというところでは、何かしらご意見とか取組の検討課題とかないでしょうか。お聞かせください。

○議長（佐藤敏雄）　吉原教育長。

○教育長（吉原慎一）　ただいまのご質問にお答えいたします。

学校と子ども会という関係性につきましては、先ほど部長が申し上げたとおり、任意の社会教育団体ということで、学校が直接に今、携わる、タッチするということは現在ないわけでありますけれども、今、議員がご指摘された中学校卒業後のその後の子ども会等との子どもの関わり方といいますか、そういう観点から申し上げますと、例えば現在、小学校、中学校では総合的な学習の時間というのを行っております。高校でも総合

的な学習の時間がございます。その中では、社会参画意識の醸成ですとか、あるいは課題解決能力の醸成ですとか、まさに子ども会、あるいは人材育成という観点から、どのように地域の課題に関わっていくか、あるいは自らの生き方をどう考えていくか、社会にどう参画していくか、そういうことを学びの一環、教科として探求的な学習としてカリキュラムの中にございますので、そういう学びを通しながら子どもたちが関わっていってくれるものと期待をしていますし、教育の目的というのは、そういう人材育成をしていくことにもあるだろうと思っております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ご答弁ありがとうございます。先ほどもお伝えしましたが、自殺対策問題にしろ、子ども会にしろ、あと、この後のＺ世代活躍課についてもそうですが、人材の育成、子どもたちの育成というところに全体的につながっていくのかなとは感じております。学校、そして家庭教育の中で、子どもたちが豊かな心を育んでいけるような、そういう取組を育成会のほうでもしていきたいなと思いますし、ぜひ教育委員会でもご協力いただければなと思っております。

最後に、Ｚ世代活躍課についてですが、部長から答弁いただきました。若者の主体性を尊重するというお話は、前回もそういう回答をいただいております。主体性を尊重することと意見を政策形成に位置づけることとは、少々違うのかなというふうには感じております。もちろん意見を聞く、アンケート調査をするだとか、意見を聞くという、それを反映させるというのは大事なことですが、先日の市政協議会におかれましても、そこに対しての若者に成果を求めてないという回答がございました。もちろん若者にこれをして、これを達成させてというのは、そこまでは望んでないということだとは思いますが、そこまでいかずとも、若者たちの意見を聞いたことで市政に反映されて、こういう成果が出たということに関しては、成果という評価にはつながると思うんですが、その辺についてはどう考えますかというところを、そのＺ世代活躍課の今後についてというところでお伺いしたいです。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど私が答弁でも申しましたとおり、Ｚ世代活躍課の目的については申し上げたとおりでございまして、課員の自主性に任せまして、課員同士で話し合って、それで彼ら、

彼女らの解決策を模索して、それを市政の課題に結果的に反映されれば一番いいのですが、課員にとってはそれが一つ成功であろうが失敗であろうが、一つの経験することは大きな意義があろうかと思います。我々行政といたしましては、課員に対して過度なプレッシャーであるとか、そういったものは当然押しつけるつもりもないので、自分たちが考えて、必要に応じたサポートをするという行政の役割を今やっているところでございます。もうすでにプレスにもリリースしておりますし、ホームページにも掲載しておるんですが、この後、一つの成果と言えばあれなんですが、課員たちは、ぜひ潟上市の特産品を開発したい、それをＰＲしたい、売り出したい、そういったことを自分たちで考え、それを学ぶ中で実際一つの事業化に結び付いた例もございます。この後、大きく報道されることになろうかと思いますので、そういったこともあるということをまずご承知おきください。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。Ｚ世代の今、特産品を開発してというのは、ＳＮＳ上でも私も拝見させていただいているし、頼もしいなというふうに感じております。それができれば、子ども会のジュニアリーダー、ユースリーダーというところのつながりで、その先にＺ世代活躍課に進みたいなという、そういう流れを作ってほしいなというふうに思ってはいるんですが、将来的にそういうことを検討するような考えはないか最後にお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた答弁から引き続きましてですが、こういった活動につきましては、将来的に我々行政であったり、地域の担い手であったり、そういったものに必ずつながっていくものと認識してございます。実際、そういった人材、まずはこの１年、２年の短期間ではなかなか結果は出ないと思うんですが、将来的に必ずこういった様々な分野で活躍する子が育っていくものと認識してございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　すいません、ありがとうございました。全体にわたって子どもたちをどう育てるか、将来どうやって子どもたちに担ってもらえるかというところを大き

く私としては課題と思っているのでお伝えさせていただきました。ぜひ今後とも検討いただいて、子どもたちが育っていって、やがて潟上を背負ってくれる、背負いたいと思ってくれるような、そういう取組、そういう制度を研究して作っていただければなと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤敏雄）　これをもって、11番藤原仁美議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分からお願いします。

午前１０時５９分　休憩

……

午前１１時１０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、９番石川浩之議員の発言を許します。９番石川浩之議員。

○９番（石川浩之）　議長、すいません、質問の前に、私の一般質問通告書の文言の訂正をお願いします。

２ページの下から５行目に「維持水量」とありますが、この「水」という漢字が「流」という漢字でしたので訂正します。「維持流量」と訂正します。よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

八郎湖の水質改善のための非かんがい期における防潮水門の１ゲート常時開放による海水流入実証試験導入の実現化の取組についてであります。

八郎湖の水質汚濁の現状は、昭和52年に干拓事業が完了した翌年、昭和53年夏に、比較的広範囲でアオコが発生したことからも分かるとおり、淡水化されたことにより、毎年のようにアオコが大量に発生しています。水質環境基準のうちの一つ、ＣＯＤ、科学的酸素要求量の基準値は3.0ｍｇ／Ｌでありますが、八郎湖の場合は7.9ｍｇ／Ｌと達成されていない、慢性的に富栄養化した汚濁湖となっています。このアオコは、男鹿市船川の平沢漁港にも達しているなど、広範な悪影響を及ぼしています。

この状況の中で注目すべき事象として、昭和62年８月31日から９月１日に、旧防潮水門のゲートを２門開け、塗装の塗り替え工事実施中、31日夜半、台風12号による高潮と高波の影響で海水が八郎湖に湖水量の10分の１程度、塩水くさび現象により逆流し、９月１日の午前中にかけて八郎湖内に海水が流入したとき、シジミ貝、ヤマトシジミで

すが、これが大量に発生し、昭和60年108トンから昭和63年47トンに落ち込んでいたシジミ貝の漁獲量が平成元年に1,755トンの大豊漁となり、その後、平成４年まで５年間、アオコの発生が抑えられ、水質の大幅な改善がされたという事実があることです。

そして、海水流入後の６年目から再びアオコが大発生していて、平成11年や平成18年にも大発生して、ワカサギのへい死や周辺住宅地で悪臭が発生したり、八郎潟町上水道取水停止になるなどの事態となっているのです。

このため、秋田県では平成19年12月に、湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受け、平成20年３月から八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第１期から第３期）を策定し、総合的な対策を実施してきています。

しかしながら、八郎潟防潮水門管理条例施行規則により、八郎潟調整池の水位・水量は管理されているが、汚濁負荷量管理ができていないことに問題があると研究者、これは秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科　近藤正准教授の指摘があります。

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第４期）（素案）の42ページでは「民間企業、大学、試験研究機関の研究者及び行政担当者からなる八郎湖研究会において、湖沼水質保全に盛り込んだ対策の効果的な実施手法の検討や効果検証を行う」とあり、また、同じく43ページでは、「本計画に盛り込んだ水質保全対策を着実に推進するため、有識者や流域市町村などの意見を踏まえつつ、計画の進捗管理を適切に行い、その結果を取組などに反映させていく」とあります。

八郎湖研究会や八郎湖流域の９市町村と県とを構成員として設立された八郎湖水質対策連絡協議会の場で、水質浄化の抜本的な改善対策のため、９月11日から３月31日、これは農閑期、いわゆる非かんがい期において、防潮水門１ゲートを開放し、満潮・干潮による海水の流入、出入りを常態とし、降雨時等は臨機応変対応をしつつ、浄化の効果、上水道、農作物、農業水利施設への影響の許容範囲を探るためにも、実証試験を行う必要があることから、積極的に提言するべきものと考えます。

さらに、河川の維持流量100平方キロメートル当たり0.5立方メートルで、八郎湖の場合は600キロ平方メートルで30立方メートルの放流義務もあります。

そこで質問事項ですが、１、今までの八郎湖研究会での提言事項と、その結果について伺います。

同じく２、八郎湖水質対策連絡協議会での提言事項、結果について伺います。

３、この取組を進めるため、八郎潟防潮水門管理条例施行規則の改正の提言をする意

向の有無を伺います。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　９番石川浩之議員の一般質問「八郎湖の水質改善のための非かんがい期における防潮水門の１ゲート常時開放による海水流入実証試験導入の実現化の取組」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「今までの八郎湖研究会での提言事項と、その結果」についてお答えいたします。

八郎湖研究会は、八郎湖の水質改善に向けて八郎湖に係る湖沼水質保全計画に盛り込んだ対策の効果的な実施手法の検討・検証及び産学官連携による調査・研究等の促進のために設置されたもので、県八郎湖環境対策室を事務局として、八郎湖の水質保全に関する学識経験者などから構成されている組織であり、本市は関与していないため、提言事項と、その結果については把握しておりません。

次に、ご質問の２点目「今までの八郎湖水質対策連絡協議会での提言事項、結果」についてお答えいたします。

八郎湖水質対策連絡協議会は、八郎湖に係る湖沼水質保全計画を推進するために県が設置したもので、水質保全計画に基づく効果的な水質保全対策の実施や、健全な湖沼生態系の回復に向けた取組などについて、会員である各市町村長に示され、意見交換を行っております。

本市から県に対しては、毎年、秋田地域振興局の「移動振興局」において、二級河川馬踏川のアオコ対策について要望しており、県では、引き続きアオコの遡上や悪臭被害の抑制に努めるとし、アオコ抑制装置及び自走式アオコロボットの設置等による対策を講じております。

次に、ご質問の３点目「八郎潟防潮水門管理条例施行規則の改正を提言する意向の有無」についてお答えいたします。

県では、これまでの八郎湖に係る湖沼水質保全計画策定の際に海水導入を検討した経緯がありますが、小規模であっても塩分コントロールが難しいこと、農業用水や既存の水利施設への悪影響などが懸念されることから、導入には至りませんでした。

本市としては、水質浄化の抜本的な改善として海水の導入を行うに当たっては、その影響や関係団体、地域住民との合意形成など、解決しなければならない課題が多くある

ものと捉えており、現在のところ、秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の改正を提言する考えはありません。

八郎湖の水質保全対策については、地域の生活環境のみならず、干拓事業の本来の目的である地域農業との両立を図っていくことが重要であるものと考えており、今後も県と八郎湖周辺市町村が連携し、関係団体や地域住民等と共に、良好な水環境を持つ恵みや潤いのある「わがみずうみ」八郎湖を目指して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　９番石川浩之議員、再質問ありますか。９番石川浩之議員。

○９番（石川浩之）　ご答弁ありがとうございます。八郎湖の水質汚濁を改善するには、やはり並大抵の努力ではないということが分かりますが、やっぱりですね、この規則の改正をしない限り、海水の流入はできません。これをやっぱりですね、潟上市としてですね、やはり周辺の市町村ありますが、課題を解決しつつ改善を図るために、自然の大きな力を借りる海水流入の試験導入、これはやっぱり避けられないと思います。そのためにも、市長、行政当局が先頭に立って他市町村をリードする気構えで進むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

海水導入については、先ほど回答したとおりでありますが、計画の策定に当たって八郎湖の水質改善に向けて、八郎湖水質保全対策を各分野の専門的見地から検討し、湖沼法に定める湖沼水質保全計画に反映させるため、八郎湖水質保全対策検討専門委員会が設置されております。第１期策定時には、平成20年３月でありますが、その検討結果報告書がありますので、そのときの委員は、県立大学教授、特任教授など大学教授が６名、研究所などの団体から４名、計10名であります。その中で先ほど海水導入についてお話しましたが、そのほかの意見として、「八郎湖残存湖は水資源の確保と洪水機能の調整として水田農業を行うという前提で造り、淡水資源として残ったものである。海水導入により一時的にはきれいになるが、沈殿したＳＳ浮遊物質、懸濁物質から翌年、Ｎ・Ｐ、窒素とリンが回帰することから、基本的な水質改善にはならない。水路やポンプ場など農業構造物に塩害が起きる。干拓農地が脱塩乾燥化し、安定しつつあるが、海水により土壌が再び悪化する。そのほか、海水導入が湖の水質改善、希釈を期待しての導入であれば、無駄だと思う。対症療法ではなく、原因療法につながるような施策を優先すべ

き」、そのような意見があって海水導入に至らなかったものでございます。

○議長（佐藤敏雄）　９番石川浩之議員。

○９番（石川浩之）　答弁ありがとうございます。もちろん過去の議論の推移はあろうかと思いますが、実際に効果が出ていない、こういう現状は揺るぎありません。これに立ち向かうためには、やはり相当な気構えが必要です。そのためには、やっぱり規則を変えなければなりません。

我が郷土の先人、石川理紀之助翁はこのように言っております。「できるとできざるとは人にありて法にあらざるとしるべし」と。やっぱり、人が制度を作る、規則を作る、それを改めるというのも人だと思います。しかし、この実証試験をやらない限り、効果は分かりません。そのための規則改正の提言が必要と思われますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員の先ほどの一般質問の中において、県立大学の近藤正氏の指摘がありますが、その中において負荷量管理が全くできていないという質問内容でありましたが、最初の計画の策定時において、先ほどの平成20年３月の検討報告書にありますが、「八郎湖では水田を由来とした汚濁負荷割合が高いのが特徴となっている。湖沼水質保全対策において、まず発生源から流入する負荷の削減が必須であることから、農業者の理解と協力を得て農地・水環境保全向上対策の活用などによる水質保全型農業の推進が肝要である」と言っております。現在、この水質保全型農業については、引き続き継続して取り組んでいるところであります。

また、新たに作られる第４期計画でありますが、水質保全型農業の普及・拡大を図ると言っております。これについては、八郎湖に流入する汚濁負荷のうち、水稲栽培に由来するものが流域全体で４割近くを占めております。また、八郎湖に流入する汚濁負荷のうち、人為的な汚濁負荷は５割近くあり、そのうち水稲栽培に由来するものが９割近くを占めているものです。汚濁負荷の削減には、水田から排出される負荷、代かき汚濁を抑制することが必須であるとなっております。現在そのような取組を進めているところでありますので、この解決には何十年もかかるということが予想されます。引き続き、やれる取組から推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　９番石川浩之議員。

○９番（石川浩之）　ありがとうございます。経緯はもちろん承知しております。ただし、大潟村の方々であっても水質改善を求めている、これは間違いありません。そのためにということで、私、近藤准教授とも連絡取りましたが、私はこの非かんがい期ということで質問しましたが、せめて１か月だけでもとおっしゃっておりました。その努力をみんなでしていく、そのためには、この連絡協議会に入っているところからでないと、その道筋が開けないと思います。そのためには、やはりトップ、申し訳ありませんが、市長がリードする、そういう気構えを持って、少しでも改善に、何十年とかというのも分かりますが、なるべく早くの気構えを持って立ち向かっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　石川議員の再質問にお答えしたいと思います。

現状といたしましては、先ほど部長が話したとおりであります。この問題につきましては、本市１市の努力のみでは達成できる目標でもないですし、こういった部分については、やはり協議会での合意形成というものが必要だと思っております。専門家もでありますけれども、先ほど部長が申し上げましたのは、そういった合意形成の中においては、まだまだその規則改正の必要性については至っていないという状況もございます。その点については、私も協議会のメンバーでありますので、理解した上で進めさせていただいております。そうした中で、現状やっている取組をしっかり進めていく必要性があろうかと思いますし、具体的な改正になりますと、これは県のほうでの問題でありますので、単に一自治体が、隣といいますか上位の行政機関に対して、法律、条例を直せというのも、なかなかこれまた地方自治体の在り方として課題等ございますので、その点は何とぞご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤敏雄）　９番、よろしいでしょうか。質問は全部これで終わりですか。

○９番（石川浩之）　はい。

○議長（佐藤敏雄）　これをもちまして、９番石川浩之議員の質問を終わります。

ここでお昼休憩を取ります。再開は１時30分から会議を再開しますので、皆様ご参集願います。

午前１１時３５分　休憩

……

午後　１時３０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで皆様にお諮りします。本日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から15年を迎えます。震災発生時刻の午後２時46分の時点で会議が継続されている場合、会議を一時休憩とし、犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、１分間の黙とうを捧げ、ご冥福をお祈りしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　それでは、そのように進行させていただきます。

それでは、14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　日本共産党の藤原典男でございます。令和８年第１回定例会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当にご苦労さまでございます。

市民の皆様から、このような声が寄せられています。去年、12月定例会において提案された３年連続ガソリン、灯油クーポン券の事業、そしてまた、議会最終日に１人１万円の生活支援金を配布するということについて、市民の方から「良かった」「本当に助かった」「来年度も実施してもらいたい」、このような多くの声が寄せられております。引き続き、頑張ってもらいたいと、そのように思います。

私は、通告に従いまして、１番目、本市での今後の米の生産について、二つ目は、特別障害者手当について、三つ目は、後期高齢者医療制度について伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一つ目、本市での今後の米の生産について。

報道によれば、農林水産省幹部が23年産米をめぐり、県や農家代表、農業団体などが合意した生産の目安を決め直すよう要求、生産が拡大した場合は、転作に関する交付金を減らすと告げ、生産抑制を強く求められたことが県知事の答弁で明らかになりました。本市ではどうだったのか、今後の本市での米の生産についての見解を伺います。

県議会での一般質問に知事は、県産米の海外販路拡大に力を入れる考えを示し「輸出の拡大に向けて農業法人が取り組む促販活動を支援し、新たな輸出先国を開拓して需要を獲得していく」と述べました。そして、対象国は県産米の輸出が多くないマレーシアや欧米を想定し、現地の飲食店での試食会開催やアンケートなどを通して販路開拓の可能性を探るとしています。そして、県内の農業法人などの販路拡大も支援するという考えのようです。

本市でも農業法人だけではなく、個人農家の方もこのような県の政策の下、支援をいただきながら米作りに向かっていける可能性はあるのか、条件的に厳しいものなのか伺います。

本市でも農家の方が高齢になり、今後の米作りの展望はどうなのかも伺います。

政府は27年度から転作ごとに支援する政策に転換する水田活用の直接支払交付金の見直し、これは実質的廃止を決定しています。今、農家の方には、価格保障、所得補償をしながら、消費者の皆さんには手頃な値段で米が買えるような仕組みを作ってほしいと望む声もあります。米不足、米の高騰ではなく、安定的な米の供給への見通しについての展望を伺いたいと思います。

二つ目、特別障害者手当について。

特別障害者手当は20歳以上で常時介護の必要な人が障害者手帳を保持しなくとも、月約３万円を受け取れる制度ですが、この制度を知らない市民の方が相当数いるのではないかと思われます。この制度の周知の在り方、取組について伺います。

この制度は、精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常的に常時、特別な介護が必要な20歳以上の人に月２万9,590円が支給される国の制度で、年齢制限はありません。

手当の支給要件として、厚労省は在宅と説明しておりますが、在宅だけでなく、有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所も対象で、入院、老人保健施設、介護医療院は３か月以内なら対象です。特別介護老人ホームは対象外です。この手当は所得制限があり、本人の給与収入の目安は525.2万円以下となっております。これは扶養親族がいない場合。

長年、手当の診断書を書いてきた医師によると、介護保険の認定が３以上の方は認定される可能性があると話しています。要介護認定３以上の人は約245.7万人です。手当の対象外の特養ホーム入所者、約56.2万人を除いても約189.5万人が対象です。これに対し手当を受給している人は約13.8万人です。もっと多くの方が受給できる可能性があります。毎月の介護保険料とおむつ代で家計が大変なときに助かる制度です。せっかくのこの制度を知らせて活用できるように市は努めなければならないと思いますが、今後の取組について伺いたいと思います。

三つ目、後期高齢者医療制度について。

秋田県後期高齢者医療広域連合は、過日、会議を開催し、2026年、27年度の保険料

均等割額を現行の年４万5,260円から５万5,996円に、所得割率を現行の9.02パーセントから9.73パーセントに変更することを決定しました。さらに、子ども・子育て支援金が追加です。負担が増えれば通院も遠のき、健康と暮らしに大きく影響します。

秋田県後期高齢者医療広域連合の財政調整基金は12億円以上あり、さらに、繰越金は４億円以上あり、これを合わせた16億円以上の半分の８億円を充てても、保険料を一人4,000円下げることができます。今回の値上げは、平成20年の後期高齢者制度が始まって以来の大幅値上がりです。保険料だけでなく、医療費窓口負担は2022年10月から一定所得以上の後期高齢者の窓口負担が２割となり、３年間に限り配慮措置が行われましたが、25年９月末で終了となりました。秋田県は2024年の後期高齢者の一人当たりの医療費は81万7,696円で、全国平均の96万4,905円を14万7,209円下回り、全国45位です。これは公共交通の不十分さや医療施設の医師、看護師不足など医療体制の不備などで医療へのアクセスが十分でないことが挙げられますが、昨今の物価の値上げや年金の低さなども影響しております。高齢者の医療を、どう守っていくのか伺います。

また、８月以降の資格確認書の交付については、一律に発行しなくともよいという指導があるとも聞いておりますが、実際はどうなのか。不安をあおるやり方ではなく、対象とする全員に発行すべきだと思いますが、対応を伺いたいと思います。

壇上からの質問を終わりますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　14番藤原典男議員の一般質問の一つ目「本市での今後の米の生産」についてお答えいたします。

はじめに、本県が農林水産省幹部から生産抑制を強く求められていたことが報道により明らかになりましたが、本市に対する国や県からの生産抑制に関する指導や要請はなく、本事案による影響はありませんでした。

今後の米生産については、引き続き、国や県が示す需給見通しを注視しながら、需要に応じた米の生産を推進していく必要があるものと考えております。

次に、海外販路拡大に向けた県支援事業の活用については、団体や法人を対象とした事業となっており、現時点では個人農家による活用については明確となっておりませんが、海外への輸出は、まとまった数量の確保のほか、輸送や税関など手続き面でのハードルが高いと考えられることから、海外販路の拡大については、ＪＡなどの集荷業者の取組が中心になるものと考えております。

次に、農業者の高齢化による今後の米作り及び安定的な米の供給への見通しについてお答えいたします。

本市においても、高齢化による離農や後継者不在による農業者の減少が進行しており、このまま農業の担い手の減少が続けば、米の供給に影響が出ることが予測されます。

こうした状況に対し本市では、市単独の補助制度や国及び県の各種事業の活用によるスマート農業の普及や農業法人化を推奨することで、省力化やコスト削減、生産性の向上を推進するとともに、新規就農者や担い手の確保・育成に取り組んでおります。

引き続き、安定的な米の供給体制を継続できるよう、関係機関と連携を図りながら、農業者への支援に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　14番藤原典男議員の一般質問の二つ目「特別障害者手当」についてお答えいたします。

特別障害者手当は、在宅の重度障がい者に対し、重度の障がいのために生じる身体的・経済的負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者の福祉の向上を図ることを目的とし、毎年２月・５月・８月・11月の年４回支給しており、本市の受給者数は、令和８年２月末現在49人となっております。

本手当は、障害者手帳の有無にかかわらず医師が作成した診断書を基に、特別障害者手当の支給要件に定められた障がいの程度に合致しているかを判断し、所得要件や在宅基準に該当する場合に支給しております。

周知の方法につきましては、障害者手帳の交付時に配布する障がい者の手引きに特別障害者手当について掲載しているほか、市ホームページと毎年広報８月号に特別障害者手当のお知らせを掲載しており、手当の月額単価が変更になる際も広報等で周知しておりますが、今後は、市公式ＳＮＳの利用や介護保険事業所への周知など、より一層の情報提供に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　14番藤原典男議員の一般質問の三つ目「後期高齢者医療制度」についてお答えいたします。

はじめに、後期高齢者医療保険料の上昇についてお答えいたします。

保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険料率はおおむね２年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないと定められており、

２年ごとに見直しをしております。

保険料の上昇について、秋田県後期高齢者医療広域連合によると、団塊の世代の加入により被保険者数が増えたことによる支給件数の増加と、高額な医療費がかかる疾病者数が年々増え、療養給付費が増加したことが大きな要因であり、財政調整基金については、令和８年度に実績による国等への返還金があるため、その財源と考えており、基金から保険料への繰り入れはできない状況にあるとのことです。

次に、高齢者の医療をどう守っていくかについてお答えいたします。

本市においては、市内における身近なかかりつけ医としての医療機関に加え、近郊には、高度な専門医療を担う基幹病院が複数点在し、広域的な視点で見ても、医療提供体制が充実しており、市民の皆様が病状や必要性に応じて最適な医療を選択し享受できる環境が整っているものと認識しております。

市では、毎年、医療機関又は集団検診において、無料で受けることができる健康診査を実施しております。健診を定期的に受けることで、健康の保持増進や病気の重症化を防ぎ、将来的な医療費の自己負担の増加を抑える効果があることから、引き続き、高齢者の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、資格確認書の交付についてお答えいたします。

令和６年12月２日に、従来の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

後期高齢者医療制度においては、厚生労働省の通知に基づき、令和８年７月末までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有にかかわらず資格確認書の職権交付を行っております。

令和８年８月以降の資格確認書の交付については、県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の通知に基づき、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見て、その利用が難しいと判断される場合に限り、職権交付の対象とする対応方法を考えております。

具体的には、85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず職権交付を行い、84歳以下の被保険者については、直近１年間にマイナ保険証の利用が６回以上あり、かつおおむね直近３か月以内に利用実績がある場合に限り、職権交付をしないこととしております。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　まず、生産抑制については、市のほうにはなかったということで

良かったなとは思うんですけれども、今後の高齢者対策として、農業を本当に法人だけでなくて個人でも農業を続けていける体制があるのかということについては、今後どのように検証していくのか、それとも新しい新規の人がどれぐらい入ってきているのかという傾向というのは、どういうふうになっていますか。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、新規就農につきましては、毎年大体２人から３人くらいは、県だとか国の事業を使って支援を受けて新規就農という形になっております。全体の数からいいますと、やはり農業者自体は減少傾向、減っておりますが、作付面積で見ると、ほぼ横ばいで今のところきておりますので、今のところ数としては減ってるんですけども作付面積自体は、ほぼほぼ横ばいという状況がここ数年続いている状況になっております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　作付面積としては、ほぼ横ばいということですけれども、もっと農業を続けたいという方が農業をやめざるを得ないというところには、いろんな原因があると思うんですよ。というのも、機械が壊れた場合、新しく買えば何千万とかね、で、やりたいけれども、もうお金がなくてやれないとか、これは法人の場合であればできるけれども、個人であればね、なかなかそういう農業機械壊れたからまた買ってということはできないと思うんですが、そこら辺はそういう状況というのはご承知なってますか。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

機械の故障だとかそういったものに対応する事業というのは、なかなか国や県レベルだと難しい部分があります。ですので、市の単独事業で少しでもそういった方々に使っていただけるような補助制度等を作って対応しておりますし、今後もそういった形でやっていきたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　お米、知事は海外の販路もというふうなことをおっしゃっていますけれども、個人ではなかなかやっぱりそういうルート作るというようなことは難しいという答弁ありましたけれども、それはそれで分かりました。

最後に私聞いたのは、消費者の皆さんが手頃な値段で買えるようなやっぱり制度作り

というか、そういうことも必要ではないかという声もありますので、そのことについてはどのように応えていくのか、国・県も関係ありますけれども、そこら辺の絡みについて伺いたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

どうしても米の価格となりますと、どうしても市場動向というか市場原理によるところも大きいですし、需給バランスによることも大きいので、なかなか本市だけでコントロールすることは難しいと思っております。したがいまして、答弁でも言いましたように、需給バランス、こういったものをしっかり市としても捉えながら、県や国からのそういった見通しなども参考にしながら、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　お米を生産する方も、機械の故障とかいろいろありますけれども、やっぱり大切なのは、いろんな不況とかいろんなことあっても農家の方にちゃんとした価格保障、所得補償やりながら、消費者の方が手頃な値段で買えるような、もう高くてしまいには手出ないという状況も生まれるとは思うんですが、そこら辺のことをしっかり関係する所に、消費者の皆さんが手頃な値段で買えるようにという働きかけをしていただきたいなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、なかなか米の価格を下げたり上げたりというのは、市場との関係もあって一概には難しいことだと考えておりますが、いずれ農業者の方がある程度収入を得られて、なおかつ消費者の方がある程度買いやすい価格、ここら辺のバランスをとっていくというのは非常に重要なことだと考えておりますので、そこら辺はいろんな国や県の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　まず一つ目の本市での今後の米の生産については以上で終わります。

次、二つ目の特別障害者手当について伺いたいと思いますが、毎年４回、こういう申請とかお知らせなどをやっているということをお聞きしました。それで、令和７年です

か、49名の方が特別障害者手当をいただいているということですけれども、実は１回目の質問にもありましたが、かなりの方が介護度３にもかかわらず特別障害者手当を知らなくてもらっていない方がかなりの数がいるんですね。それで、恐らく潟上市でも、これいただいている方が49人だとすれば、介護度３以上の方が、医師の判断では該当できるということのようですけれども、介護度３以上の方はどれくらいいるのかと把握しておりますか。私は、かなり49人だと足りないと思うんですが、どのように判断しておりますか。認識。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるには、まず介護度３以上の方のほうがまず手当を支給されている方よりも多いんじゃないかという意味でご答弁させていただきますが、現在、先ほども申しました２月末現在の49人のうち、障害者手当を持てなくて受給されている方が現在２名おります。要介護３が１人、要介護５が１人でございます。要介護３以上であっても、この障害要件と、あと所得要件に当てはまらなければ支給とはなりませんので、そこで支給になっていないという方が大多数ではないかと捉えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　今、所得制限のこともお話されましたけれども、最初のところでは、年間525.2万円以下となっておりますが、これはもうかなりの人が該当するんじゃないかなと思います。それから、いただいている方が49名の内訳いただきましたけれども、介護度３以上の方がそれ以上にもうすごい数がいると思うんですよ。ですから、ここら辺をどのように評価しているか、ちょっと伺いたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

所得要件に関しましては、申請者本人の所得のみならず、同居してます配偶者、扶養義務者の所得の限度額もありますので、一概に大半の方が限度額を超えないという判断には至らないのではないかと捉えております。

それから、障害要件ですけれども、手当支給の認定に当たりましては、障害の基準が定められていまして、その基準に該当しないと手当の対象にはならないというところでございます。

それで、要介護３以上の大多数が対象になるんではないかというところで、あくまで申請によって市の審査を経て支給となるものですので、答弁にもありましたとおり、なお一層制度の周知をして、万が一取りこぼしがなきよう、周知にちょっと工夫をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　これは申請によってということと、当然ですね、それから周知をするということですが、私思うに、圧倒的に多くの方がこの制度を知らないというところに、この人数の少なさがあると思うんですよ。ですから、ホームページでもお知らせしているとか、いろいろ答弁ありましたけれども、私はもっとその毎月の広報なんかでもお知らせしたほうがいいんじゃないかなと思いますが、それから、あとケアマネージャーさんとか、各地域の町内会の福祉関係の役員の方とか、そういうふうな方を通して、該当する方はやっぱりかなりの結構な数がいると思いますので、そういう方にしっかり教えていくということが私は必要だと思いますが、どうでしょうか。周知の仕方として。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からご提案していただいたとおり、ケアマネージャーや、あと、市内の介護保険事業所等の周知はもちろんのこと、民生委員の集まりのときに、会合のときに、機会を捉えて、この特別障害者手当の制度についても周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　該当する方が、漏れなく申請して、外れるのは仕方がないんですけれども、ほとんどの方がこういう該当をされると思う方がこの制度をしっかり認識しまして、いっぱい申請して、いただけるものはいただけるような取組をぜひやっていただきたいということでこの特別障害者手当については以上で終わりたいと思います。

それから、次に後期高齢者医療制度について伺いますが、答弁の中では、返還金があるから財政調整基金の中からはなかなか難しいんじゃないかという答弁がありましたが、これやっぱり全国的なこういう見直しが、どういうわけか一斉に全国的なこの動きになっていますので、これは私は、この政府の動きもどうかなとは思うんですけれども、

これについてはあれですか、更に高齢者の方の負担が増えるということについては、どのように判断しておりますか。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど答弁でもお答えしたところでありますが、団塊の世代の加入によって被保険者数が増えたことによる支給件数の増加と、高額な治療費がかかる疾病者数が年々増え、療養給付費が増加したことが大きな要因と言われております。

後期高齢者については、おおむね２年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないということで、２年ごとに見直しをしております。後期高齢のほうでは、特に今回の分析において77歳前後となる被保険者に係る療養給付費の伸びが非常に大きくて、このような算出になったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　先ほど答弁ありましたけれども、高齢者の方の負担が多くなる中で、どのように健康を守っていくのかということについては、市で毎年健康診断もやっているから、それを是非受けてもらいたいという答弁はありましたけれども、しかし、私思うに、本当にじゃあ健康診断しっかり受けてるのかなということもありますが、そこら辺についてはどのように把握しておりますか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

75歳以上、後期高齢者の健康診査の受診率というところでお答えしたいと思います。

令和６年の受診率は24.5パーセント、４人に１人が健診を受けているという結果となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　24.5パーセントの方が受診している、これ単純にパーセント判断しますと、大分低いなということを思います。健康診断を受けなくても、かかりつけの医者に行っていろいろ検査とかは受けていると思うんですけれども、それもやっぱりかかりつけの医者では全部が全部診断しているわけじゃないので、ここら辺もうちょっと上げるように努力していただきたいと思います。

それから、資格証明書については、指導があるということで、通知に基づいて取り組んでいるということですが、これもう少しちょっと具体的にこのお話してくれませんか。３か月以内の方がというところ、ちょっとよく理解できなかったので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

具体的には85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、引き続き職権交付を行うというものです。84歳以下の被保険者については、直近１年間にマイナ保険証の利用が６回以上あり、かつおおむね直近３か月以内に利用実績がある方には交付をしないというものです。マイナ保険証を常時利用されている方については、そのままマイナ保険証の利用を促すものであり、それ以外の方には資格証明書を職権で交付することになります。

なお、利用実績がある方でも申請すれば資格確認書の交付は可能となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　今いろいろ制度が変わりまして、マイナ保険証とかも入ってきました関係で、前に言う健康保険証ですよね、資格証明書というのは。で、国民健康保険証は全員に配布されておりますけれども、年齢がいけば配布しない方もいると、私はそういうのはやっぱりうまくないと思うんですよ。全員に配布していって、いざというとき、すぐ医療にかかれるような、もらうってばやっぱりあれでしょう、役場往復したりそういうふうにしないと駄目なわけでしょう。必要なときにやっぱり医療を受けられないということが私は出てくると思うんですが、そこら辺はやっぱり対象となる全員に配布すべきじゃないかなと私は思うんですが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

85歳以上につきましては、引き続き職権交付となるものであります。年齢がいってる方については、これまでどおりマイナ保険証を持っていなくても資格確認書が交付されます。84歳以下については、利用状況に応じて、利用されている方にはマイナ保険証を使ってもらい、マイナ保険証の利用が少ない方については職権交付をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　ちょっとなかなか私もその今の答弁、よく理解できなかったんですが、マイナ保険証を持っている方もいますし、持っていない方もいるんですけれども、要するにあれですか、全員に資格証明書を発行するということについては変わりないということですか。年齢にかかわらず。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどと同じ答弁の繰り返しになりますが、以前であれば後期高齢者全員に資格確認書が職権交付されておりましたが、８月以降につきましては、85歳以上の被保険者については、引き続き資格証明書が職権交付をされます。84歳以下につきましては、利用実績が多い方については、引き続きマイナ保険証を使ってもらいたいということで、この方については職権交付の対象外とします。それ以外については職権交付をするというものであります。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　私ここで何回も同じことね、私の理解不足で申し訳ないんですけれども、要するに私の言いたいことは、85歳以上であっても84歳以下であっても、やっぱり全員がすぐお医者さんに行けるように、マイナ保険証は持っている方はそうなんですけれども、資格証明書についても、全員持てるような体制をつくっていただきたいというのが私のまず言いたいことなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

後期高齢者にこれから国保とか被保険者証から移行される方が今後どんどん増えてきます。今までの人はマイナ保険証を通常利用しておりますので、そういう利用をしていて、なおかつ利用実績の多い方については、引き続きマイナ保険証で受診してもらいたいということです。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　皆さんが、すぐお医者さんにかかれるような、やっぱり取組をしていただきたいということをお願いしまして、ご提言申し上げまして、私の質問を終わ

ります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤敏雄）　これをもって、14番藤原典男議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。２時25分まで休憩しますので、それ以降ご参集ください。

午後　２時１５分　休憩

……

午後　２時２５分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

５番伊勢潤議員の発言を許します。５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　お疲れさまです。５番伊勢潤でございます。

傍聴席の皆様、お疲れさまです。

このたびの改選におきまして、多くの市民の皆様から改めて負託をいただきましたことに心より感謝申し上げます。その重みを胸に刻み、新たな任期に挑んでまいります。

本日は、大きく２項目７点について質問いたします。

はじめに、潟上さ～くる事業について伺います。

本事業は、令和６年度から県外に暮らす潟上市出身の若者を応援し、首都圏において交流の場を提供するとともに、参加者と潟上市や市内事業所をつなぐことで関係人口の創出を図ることを目的として実施されています。

人口減少、人材不足が進行する中、移住者の増加のみならず、地域と多様な形で関わりを持つ人材を増やしていくことは、今後の地域経営において極めて重要であり、本事業の方向性そのものは意義深いものと理解するところです。

一般的に関係人口とは、観光などの一時的な交流にとどまる交流人口とも、実際に移住している定住人口とも異なり、地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人々を指す概念とされています。しかし、その関わりの深さや内容は幅広く、単にイベントに一度参加しただけの状態を含むのか、あるいは市内事業者との具体的な接点や継続的な関係が生まれている段階を指すのかによって政策の評価は大きく異なります。そこで伺いますが、市が本事業において定義する関係人口とは、具体的にどのような状態を指すのかをお聞かせください。

次に、成果指標、いわゆるＫＰＩについて伺います。

初年度実績として、参加者は５名、今年度も５名で、前年度の参加者が４名と、新規参加者が１名であったと聞いています。本事業の目的が関係人口の創出である以上、単

に参加者数をもって成果とすることは適切ではありません。重要なのは、参加をきっかけとして関係がどの程度継続し、深化し、更には行動変容へと結び付いたのかという点です。

そこで伺いますが、本事業において設定している具体的な成果指標についてお示しください。参加者の再参加率や市内事業所とのマッチング件数、市内への再訪状況、更にはUターン・Ｉターンの検討者数や実際の実績など、事業の成否をどのような基準で判断しているのか、併せてお聞かせください。

潟上さ～くる事業が単なる交流イベントに終わることなく、本市の持続可能な地域づくりに資する戦略的な取組へと発展していくためにも、関係人口の明確な定義と具体的な成果指標の設定が不可欠と考えます。また、職員の関与時間や行政コストを含め、今年度の事業費38万2,000円の妥当性を判断する根拠としても当然必要と考えますが、これまでのＫＰＩ達成率を踏まえ、本事業にどのような発展性を描いているのか、その戦略的なビジョンについて当局のご所見をお聞かせください。

次に、かたがみ給油クーポン配布事業について伺います。

本事業は、物価高騰の影響を受けている市民生活を支えること、そして、地域内消費を下支えすることを目的として、国の交付金を活用し実施されています。１世帯当たり１万円分の給油クーポンを配布し、ガソリン、軽油、灯油に使用できるという、分かりやすい制度設計は、市民にとって利用しやすく、即効性のある支援策として一定の評価ができるものであり、その意義を否定するものではありません。

しかしながら、本事業は今年で３年目を迎えています。継続すること自体が目的ではなく、実施する中で課題を把握し、検証と改善を重ねることで、初めて持続可能な政策になると考えます。その観点から伺います。

まず、昨年度から参加販売店が減少、辞退が１社、事業廃止が１社あり、現在、初年度の24社から21社に減少したと聞いています。その中で辞退した販売店の理由を正式に確認しているのでしょうか。単なる経営上の判断として整理しているのか、それとも制度運用上の負担が背景にあるのか、その実態をどこまで把握しているのかお尋ねします。

仮に事務負担や精算処理の煩雑さ、人員不足の中での対応困難といった制度的要因が影響しているのであれば、それは看過できない問題です。１店舗が辞退すれば、利用はほかの店舗に集中し、残る事業者の負担は相対的に増大します。現場からは、事務作業

が煩雑である、精算処理に手間がかかる、人員体制がひっ迫しているといった声も聞かれています。市として、こうした現場の実情をどのように認識し、どのような対話を行ってきたのか、具体的にお示しください。

次に、販売店への手数料について伺います。

昨年度までは手数料は設定されていませんでしたが、今年度から２パーセントの手数料が支払われるようになりました。しかし、この３年間で秋田県の最低賃金は2023年の897円から2025年には1,031円に約15パーセント上昇し、人材不足も相まって人件費の高騰に拍車をかけている状況です。更には光熱費や運搬費など事業運営に関わるコストは大きく増加しており、クーポン券の取扱量が増えれば増えるほど人件費も事務的負担も比例して増します。これまで本事業に参加した販売店の現場の状況や社会情勢の変化を踏まえて、手数料２パーセントの妥当性について、当局のご所見を伺います。

事業を継続する以上、協力事業者の経営環境にも目を向けることは不可欠です。市民支援の名の下に、地域事業者に過度な負担を強いる構造になっていないかという視点が求められていると考えます。

さらに、事業終了後に実施しているとされている販売店アンケートについて伺います。

アンケートの回収率はどの程度であったのか、自由記述欄には、どのような意見が寄せられたのか、改善を求める具体的な声があったのかを明らかにしていただきたいと思います。

そして、最も重要なのは、それらの意見が翌年度の事業設計に、どのように反映されたのかという点です。本事業における計画、実行、検証、改善のいわゆるＰＤＣＡサイクルをどのように回しているのか、具体的なプロセスと成果についてお聞かせください。

本事業は市民生活を直接的に支える施策であり、その効果を否定するものではありません。しかし、協力事業者の善意と努力の上にのみ成り立つ事業であってはならないと考えます。販売店の負担軽減策、手数料の在り方の再検討、事務手続の簡素化、参加店舗数を維持するための具体策などを総合的に講じる必要があります。市民支援と地域事業者支援は、本来両立すべきものであり、どちらか一方にしわ寄せが生じる構造であってはなりません。本事業の成果と課題を冷静に検証し、必要な改善を加えた上で次に備える必要があるのではないでしょうか。国の重点支援地方交付金推奨事業メニューでもあり、この事業自体、次があるのかどうかは見通せるものではないかもしれません。それでも３度目の事業となった今、市民支援と地域事業者支援の観点からも、本事業の持

続可能性について当局の見解をお聞かせください。

これで壇上からの質問を終わります。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄）　当局より答弁を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　５番伊勢潤議員の一般質問の一つ目「潟上さ～くる事業」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「定義する関係人口について」と、２点目の「成果指標と成否の判断基準について」、３点目の「戦略的ビジョンについて」については、関連がございますので併せてお答えいたします。

関係人口の創出は、地域の担い手の確保、地域住民との交流による新たなイノベーションや価値の創出、将来的な移住者の増加につながることが期待されるほか、受入れ側のみならず、地域に関わる人々にとっても、自己実現の機会をもたらす双方にとって重要な意義があるもので、今後、地方創生を進める上でも非常に重要な要素でございます。

本事業は、令和６年度に新規事業としてスタートし、今年度で２年目を迎えた関係人口の創出に関わる施策のうちの一事業であり、本市にルーツを持ち、進学や就職を機に県外に転出した若者から本事業へ登録していただき、首都圏等で行う本市参加のイベントや市内企業の就職情報、市内のイベント・観光など各種情報を提供しているほか、交流会を実施し、登録者間の交流や本市との関わりを維持・強化し、関係人口の増加を目指すものでございます。

本事業における関係人口の定義につきましては、移住した定住人口ではなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す総務省の定義とおおむね同様と捉えており、本事業に登録されている方は県外に在住する本市の出身者で、本市に関する情報の取得、交流会への参加、Ｕターンの検討を行うなど、本市とのつながりを持つことを希望されており、関係人口に該当するものと捉えております。このことから、本事業における、いわゆる成果指標は登録者数の増加であり、それを達成するためのＫＰＩは交流会の継続的な実施を設定することが適当であると考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、事業開始から２年目を迎えた事業であること、過去に類似例が少ない事業であることから、登録者数につきましては、適切な目標値の設定が現時点では困難であり、具体的な数値の設定は行っておりません。

登録者数の実績といたしましては、令和６年度の18人から令和７年度には４倍近くの

70人となっており、関係人口の創出という目的に対して確実に進捗しているものと捉えており、事業初期段階の成否としては、一定程度満足できるものであると考えております。

また、昨年度の交流会参加者のうち１名がＵターン就職を検討していたことから、情報提供を行った結果、今年度、潟上市にＵターンした実績もございます。これらの実績から、本事業の発展性は十分にあるものと見込んでおります。

本事業は、当事者である若者たちのニーズに沿った柔軟な運用が求められることから、長期の戦略的ビジョンは設定しておりませんが、令和８年度においては、現行の潟上さ～くる事業と関係人口の増加など、類似する目的を持つ潟上市大学生等応援事業を一本化し、新たな潟上さ～くる事業として本事業に登録する学生等に対する贈呈品の支給を行うこととしております。

双方の事業の強みを生かした運用により、潟上さ～くる事業登録者数の向上や事務の効率化が図られることを見込んでおり、今後も若者のニーズの把握や周知広報活動などに努め、地道に、そして着実に事業を実施、遂行してまいります。

続いて、伊勢潤議員の一般質問の二つ目「かたがみ給油クーポン配布事業」についてお答えいたします。

ご質問の１点目「参加販売店の実情把握と認識」についてお答えいたします。

かたがみ給油クーポン配布事業は、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和５年度から実施しており、現在３年連続で実施している事業であり、制度設計においては、おおむね初年度の事業スキームが現状においても根幹をなすものとしております。

事業の特徴として、原油価格の高騰に伴う市民生活の経済的負担の軽減と地域消費の下支えといった二つの目的を有しており、事業準備段階から市内ガソリンスタンド等の市内事業所に参加いただけるかについては、大きな課題の一つして認識しておりました。

初年度の事業準備段階において、おおむねの事業スキームを設計した後、業界関係機関の代表者等との意見交換やヒアリングを行い、その後、各事業者に対して事業概要や支払スケジュールなどを文書によりお示しし、本事業への登録意向を確認した上で取扱店として登録しており、参加する事業者につきましては・・・

○議長（佐藤敏雄）　古仲部長、発言中、申し訳ありません。

ここで暫時休憩します。

午後　２時４５分　休憩

……

午後　２時４７分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

古仲部長、お願いします。

○総務部長（古仲淳）　それでは、途中からになりますけれども・・・、その後、各事業者に対しまして、事業概要や支払スケジュールなどを文書によりお示しし、本事業への登録意向を確認した上で取扱店として登録しており、参加する事業者につきましては、こちらから指定を行っているものではなく、各事業者の自由意志や経営判断を尊重する仕組みとなっております。

また、事業実施期間中においては、各取扱店からの補助金請求時には必ず担当職員が対面で応対し、コミュニケーションを取ることを重視しているほか、提出物は使用済みのクーポンとその枚数を記載した請求書のみにとどめるなど、煩雑な事務手続をできるだけ避けるための工夫をしており、事業完了時には各事業者へのアンケートを実施し、その内容を取りまとめた上で事業検証を行っております。

本事業は、臨時的・緊急的支援という性格が強い事業であるため、事業継続を目的とするものではなく、持続可能な政策としては念頭にないことから、これまで実施している３度のかたがみ給油クーポン配布事業に係る事業費は、いずれも当初予算ではなく補正予算として議決をいただいております。

令和７年度の取扱店が当初の24店舗から21店舗に減少した理由については、事業所の閉鎖や販売形態の変更、対応人員の不足といったもので、それぞれの事業者等における経営判断によるものであると、先に申し上げた登録意向調査により認識しており、市としてそれ以上の情報を収集するものでも、干渉するものでもないと認識しております。

また、事務負担や精算手続の煩雑さ、人員不足の中での対応困難といった制度的要因の影響があるのではないかとの問題提起につきましては、前提が仮定であることから、これに対し答弁することは適切でないと考えてございます。

一方で、取扱店が減少した結果、他の取扱店に利用者が集中することについては、議員ご指摘のとおりと考えておりますが、利用者にとって価格や立地などにおいて有利な取扱店に一定程度の偏重が生じることは、ガソリンや軽油・灯油の販売が本質的に営利活動として行われていることに由来するものと認識しており、事業者においては、こうした状況も踏まえ、経営判断されているものと考えております。

なお、本事業は、先に申し上げた事業実施プロセスにより進めておりますが、登録意向調査以降、現在実施中の事業について、事務作業の煩雑さや精算処理の手間、事業参加による人員体制のひっ迫などのご意見や相談は届いてございません。

ご質問の２点目「現場の状況や社会情勢の変化を踏まえた、手数料２パーセントの妥当性」についてお答えいたします。

人件費や光熱水費、運搬費など、事業運営に関わるコストの大幅な上昇は、議員ご指摘のとおりではございますが、ガソリンや軽油・灯油の販売は本質的に営利活動であり、経営判断の原則が働いている以上、事業所によって現場の状況は多様であるものと理解しております。その上で令和６年度の事業実施後の事業者アンケートにおいて、事務負担が増加となることや売掛けとなり、すぐには入金にはならないことなどのご意見や手数料の具体的な試算数値のご意見などをいただいたことを考慮し、今年度の事業実施に当たっては、参加事業者に対し、各店舗で使用されたクーポン額の２パーセントを事務手数料として支払っております。手数料については、業界関係機関の代表者から賛同のご意見をいただいており、意向調査において各事業者にお示しした結果、21店舗の参加を得ていることから、手数料の設定については妥当であったものと認識しております。

ご質問の３点目「販売店アンケート結果を踏まえたＰＤＣＡサイクルの具体的なプロセスと成果」についてお答えいたします。

事業実施後のアンケートの回収率につきましては、令和５年度は79.1パーセント、令和６年度は100パーセントとなっております。アンケートの回答から、10パーセントからそれ以上の売上げの増加が見られた事業者があったほか、自由記述欄にも「売上げが増えた」「増販、新規獲得につながった」「店舗のアピールをすることができた」などの意見がございました。一方で、「入金が遅い」「業務負担が増えた」などの意見もございましたので、その改善策として、本市ではこれまで、請求回数の上限の引上げ、請求から入金までの期間の短縮、手数料の上乗せを実施いたしました。

取扱店としての負担感においては、「負担があった」との回答が令和５年度から６年度にかけて減少し、「多少負担があった」との回答は微増しておりますが、今後の同様の事業への参加意向は86.4パーセントと高い水準にございます。

本事業のＰＤＣＡサイクルにおいては、事業実施に向けた、Ｐｌａｎ、計画を策定し、業界関係機関の代表者からご意見をいただき、登録意向調査にて各事業者の意向を確認した上で、Ｄｏ、事業を実行しております。その後、事業執行率や事業者からのアン

ケートにより、Ｃｈｅｃｋ、いわゆる評価を行うこととしております。

しかしながら、本事業は国の交付金を活用した市民等への臨時的・緊急的支援を目的とした事業であることから、Ａｃｔｉｏｎ、事業内容の改善については、次年度事業実施時のＰ１ａｎの前に行うことで四つのステップを繰り返し、事業内容の改善につなげているほか、部分的に外部の意見聴取や事業者の意向調査を行うなど、一般的なＰＤＣＡサイクルと比べ、丁寧な事業進行としております。

ご質問の４点目「市民支援と地域事業者支援の観点から、本事業の持続可能性」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本事業が協力事業者の善意と努力の上にのみ成り立つようなことがあってはならないものと考えておりますが、そうした状態でないことは、これまでの答弁においてお示しできたものと考えております。

様々な意見等を取り入れ、ＰＤＣＡサイクルによる事業改善を行うことで、人口減少やＥＶの普及などにより、全国的に燃料販売事業者数が減少傾向にある中、現在、本市に所在する取扱店となり得る事業所のうち、95パーセントを超える店舗にご登録いただいている本事業は、市民支援と事業者支援につながっているものと自負しております。

しかしながら、100パーセント全ての事業所においてご理解を得るに至らなかった部分については、今後の各種事業実施時においての調査・研究課題としてまいります。

なお、本事業は、国の交付金を活用した物価高騰対策等の事業であることから、事業の趣旨・目的自体に持続性がないものと捉えており、その意味において本事業が持続する可能性は低いものと考えておりますが、本事業と同様の事業実施が必要となった際には、市民と事業者、双方の意見に耳を傾け、このたびの議員からのご指摘も踏まえた上で、その実施の可否を含め調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員、再質問ありますか。５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　まず１点目の潟上さ～くる事業について、成果指標と成否の判断基準について再質問させていただきます。

登録者数について、そこについてはＫＰＩを設定し、現在はその登録者数が70名と昨年度からまた伸び続けているというお話でした。この中で１名が実績としてＵターンしてきたというお話もありました。私が市民からいただいた声は、都内での交流の場の写真から、どうしてもそういう場で税金を使っているのかという、その画像だけを見てそ

のように判断して私に問いかけてきたものだったと思います。ただ、それまでに、先ほど部長からも答弁ありましたように、本市のＰＲであったり、本市の事業所の紹介であったりとかされているといったところで安心はしたものですが、実際にあちらのほうに若者が流出していっている中で、そのＵターンのみならず本市の事業所に対して興味を持って、その事業所にアクションした方はいたものかどうか、それについてお知らせいただけますか。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまの質問にお答えいたします。

本市の企業へのアクションという話でございますが、具体的にこのさ～くるの中では具体例はございませんが、うちほうで関係人口、それから移住・定住の所管部署もございますので、そちらのほうでのイベントであるとか、そういったものの情報、それから企業の情報については、そちらも通じて提供しておりますので、そういう中で興味のある方については、さ～くる事業とは別に動いているものと認識してございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　その関係人口の創出事業というところで、どうしてもほかの事業とかぶってしまうような、こういうふうに見られがちかなと思います。実際にその登録者数が伸びていて、そのように市としての対応としては、事業所を紹介したりと、ＰＲしているところで、まず、まだ２年目の事業ということで、具体的な成果指標というものは定めることができないといっているところも十分理解するところではあります。

本市の事業としては、市長が力を入れているふるさと納税においては拡大の傾向があって、業績が伸びてきている、業績と言っていいのか分かりません。それも十分関係人口の創出事業と言えると思うのですが、そういった事業と比べると、どうしてもここは小さく見えてしまうという印象でした。このたびの当初予算で大学生等の支援策と合体してということになりますが、特産品を提供するとともに市内企業への就職情報等を発信するという当初予算での事業提案があったかと思います。そこに結び付いた理由について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在やっている潟上さ～くる事業、それから、大学生の応援事業、これをまず８年度

から一体的なものとして新たなさ～くる事業として運営しようとしてございます。それぞれ双方の事業には強みがあろうかと認識しておりまして、さ～くる事業につきましては自分たちの登録制度でありまして、先ほど言われました交流会の開催であるとか、就職情報の提供であるとか、市内のそういった関係性を保っていたいと、そういった方においては非常にその関係性の強化については強みがある事業だと思っております。

一方の大学生等の応援事業につきましては、こちらまず年度ごとの申請方式となりますけれども、こちらも本市の魅力ある特産品を贈呈するという性質から、現在でも、より多くの学生から利用されている事業であり、これらを統合することによって、より強固で、この幅広い関係性というものが構築できていくのではないかということを考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　さ～くる事業については登録制ということで、潟上市と関係を持つことを求める方については窓口があるという感じで、求める方ですから窓口を求めているということになるかと思います。

特産品を贈呈、統合するということで、更にその関係性を強めたいということも理解できました。ちょっと合体してしまうんですけども、その戦略的ビジョンについてです。今、登録者数は70名を超えたという話でした。まず２年で70名といったところです。これを更に拡大すべく、特産品を贈呈するという策を組み込んだものなのかなという認識です。窓口があっても、やっぱりその窓口があることを知らない人たちにとっては、やっぱり登録者にはつながらないという認識です。これを更に広げるために、どのような考え方でこの事業を今後展開するのか、もしビジョンがあればお聞かせ願います。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまのご質問にお答えいたします。

事業の特性からいって、まず若者が中心ということで、今の若者についてＳＮＳ、こういったものを非常に駆使しておりますので、多様な発信手段を使いながら、特に若者を中心に、若者から連鎖していくようなことで、市からすればそういった多様な情報手段でそういった事業の紹介はしていきたいと思っております。

長期的なビジョン、当然必要な視点だと思いますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、本事業につきましては、若者たちのニーズに沿った柔軟な運用がある程

度求められていると考えておりますので、若者ニーズを無視したり、強制するようなことは、まずしないような形で市としても応援していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　そうですね、広報の仕方、若者に合わせた広報の仕方というものが必要なんだろうと私も思います。ＳＮＳを多用するというのは、今の若者は当然であるかと思いますし、スマホを離すことのない若者ですから、インスタグラムであったりとかフェイスブックであったりとか、そういったもので広報していくというのは大事なことかと思います。

若者という点で一つ質問させていただきます。

現在、これ、年齢制限があるかと思います。この年齢制限に引っかかって、これに参加できなかったという方から私連絡をいただきました。本当に数か月でした。その数か月で参加できなかったというの、ちょっと気の毒だなと思ったんですけど、関係人口の創出事業と考えたときに、どうしても若者に今、スポットライトが当たっているようには思うんです。そういう事業特性だとも思うんです。ですが、その関係人口の創出という点では、ある程度少し年齢幅を広げてもよいのではと私思ったんですが、この点についてちょっとご所見お伺いできますでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまの質問にお答えいたします。

今、年齢要件、確かに20代という年齢要件設けております。どこに線引くかは考えどころだと思うんですけれども、今まず若者、それから、将来的に、もしかしてそのＵターンであるとかそういったことも考えて、特に若年層に今、視点を置いた事業を実施しているもので、33歳、例えば35歳とか、いろんな考えはございますでしょうが、まずは一旦ここで線を引かせてもらって、事業をやってみて、これから数年事業をやった上で検証なり、結果を見た上でまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　この事業の成果に期待したいと思います。

続いて、２番、かたがみ給油クーポン配布事業について再質問させていただきます。

２、現場の状況や社会情勢の変化を踏まえた手数料２パーセントの妥当性についてで

す。

先ほど部長の答弁で、営利活動というワードがありました。まさにガソリン、燃油の売上げによって事業者さんたちは利益を得ているという観点では、やはりそういう判断はされるのかなと思いました。ただ、私先ほど述べたように、人件費の高騰であったり人材不足であったり、各事業所さんたち、人材確保には大変難儀しているという状況です。事業所によっては、規模も違いますし、それぞれの要件もあろうかと思います。ただ、この２パーセントの妥当性についてという点では、ちょっと引っかかっているというか、実際にこの２パーセントの算定根拠ってあったものでしょうか。お知らせ願います。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまのご質問にお答えいたします。

令和６年度に実施した事業実施後のアンケート、こちらに手数料の意見を述べた事業者さんがございました。人件費を試算しますと、１枚当たり18円は最低でも必要だと、そういうアンケート記載がございました。で、令和６年度と今年度の最低賃金、そちらを参考に我々としては２パーセントという額を設定してございます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　人件費も踏まえて、あとアンケート結果、自由記述欄ということになるのかもしれません、そこから算出したものと認識しました。多分これ、事業所の規模によって、もしかしたら全然違うものなのかもしれませんが、私が聞いた話だと、やっぱり４パーセント、５パーセントないと厳しいよという話も聞いております。多分それは事業所の本当に規模で、人件費という問題になっていこうかと思います。これについては、この後またアンケートが届くかと思いますので、そういったものを評価していただいて、次につないでほしいなと思います。

実際に、現場の状況を見ますと、市民がこのクーポン券利用するときって、１万円分しか使わないんですね。クーポン券だけしか使わないっていう実態があるようです。で、新規顧客が多いようです。自分のいつも使っているところに行くではなくて、そのクーポン券だけ使うために配達してくれるところにお願いする。灯油を実際にタンクに入れるとなれば、１万円のクーポン券で80リッターしか入らないそうです。200リッター入れるのも１回の配達、80リッター入れるのも１回の配達という事態が現場では起きてい

るということでした。営利目的ということで言われてしまえば、その事業者さんたちの工夫が必要ということになると思いますので、その事業によっては事業者さんによっては、100リッターでなければ配達できませんとか、日数を設けて、すぐには配達できませんとか、そういった工夫がされているようでした。そういったことが私の耳には聞こえてきたのですけれども、この後そのアンケートにもこういったことが載っかってくるのではないかなと思います。そういったところを、またそれぞれ評価していただいて、それこそイラン情勢によって、この後、原油価格高騰するのではないかなと思います。この事業は確かに地方創生交付金の推奨事業メニューなのであるのかどうなのかは分かりません。ですが、もしあったときには、事業者さんに十分配慮していただければいいかなと私は思っております。

これで私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　これをもって５番伊勢潤議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了しました。本日はこれで散会します。

なお、３月12日木曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

皆様どうもご苦労さまでした。

午後３時１２分　散会